

## 貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現 金	736,997	営 業 未 払 金	278,776,792
預 金	866,767,360	未 払 法 人 税 等	8,702,000
営 業 未 収 金	866,269,594	未 払 金	174,076,928
未 収 金	167,851	未 払 費 用	12,794,803
未 収 法 人 税 等	954,200	仮 受 金	134,000
仮 払 金	51,030	前 受 収 益	3,898,716
貯 蔵 品	12,185,528	預 り 金	31,954,156
前 払 金	6,445,374	賞 与 引 当 金	91,449,600
そ の 他 流 動 資 産	289,660	未 払 消 費 税 等	28,180,200
流動資産合計	1,753,867,594	流動負債合計	629,967,195
2 固定資産			
建 物	2,347,627		
構 築 物	4,970,195		
機 械	914,179		
工 具	4,779,905		
事 務 用 備 品	3,424,049		
有形固定資産合計	16,435,955		
電 話 加 入 権	95,250		
ソ フ ト ウ ェ ア	9,548,657		
無形固定資産合計	9,643,907		
投 資 有 価 証 券	19,994,000		
前 払 年 金 費 用	26,797,171		
投資等その他資産合計	46,791,171		
固定資産合計	72,871,033		
		負債合計	629,967,195
		III 純資産の部	
		1 株主資本	
		資 本 金	315,000,000
		資 本 剰 余 金	315,000,000
		資 本 準 備 金	315,000,000
		利 益 剰 余 金	566,771,432
		そ の 他 利 益 剰 余 金	566,771,432
		繰 越 利 益 剰 余 金	566,771,432
		株主資本合計	1,196,771,432
		純資産合計	1,196,771,432
資産合計	1,826,738,627	負債及び純資産合計	1,826,738,627

## 損益計算書

〔平成 29 年 4 月 1 日から〕  
〔平成 30 年 3 月 31 日まで〕

(単位：円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
1 売 上 高		3,593,164,923
(1) 給水装置及び排水設備道路取付管工事等	1,369,958,777	
(2) 水道施設及び下水道施設並びにそれらに 付随する施設の管理及び運営	1,285,248,222	
(3) 水道メータの点検等	554,230,024	
(4) その他水道事業及び下水道事業に付帯又は 関連する業務		
ア 名古屋市からの受託業務	213,675,000	
イ 名古屋市以外からの受託業務等	170,052,900	
2 売 上 原 価		3,313,634,438
売上総利益		279,530,485
3 販売費及び一般管理費		237,534,614
営業利益		41,995,871
4 営業外収益		6,743,647
受 取 利 息	319,872	
その他営業外収益	6,423,775	
経 常 利 益		48,739,518
税引前当期純利益		48,739,518
法 人 税 等		29,236,500
当 期 純 利 益		19,503,018

## 注 記 表

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

### I 重要な会計方針

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料……移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法によっております。

- ・平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物（付属設備を除く）については定額法
- ・平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物付属設備及び構築物については定額法

②無形固定資産 定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上方法

##### ①退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産の額に基づき、期末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。

なお、当期末においては、年金資産の額が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該事業年度負担額を計上しております。

#### (4) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。